

人をつなぎ、新しい動きを創る情報マガジン

# ねっとWORK

2018.June  
Vol.27

あぢさるを 五器に盛ばや 草枕

## 今月の特集



時間外労働等改善助成金のご案内

## 今月の特集 時間外労働削減に向けた取組を行う際に

### 中小企業が活用できる助成金

時間外労働の削減に向けて、外部の専門家によるコンサルティングを受ける、勤怠管理を手書きからタイムカードに変更するなど、様々な取組をしている企業があるかと思います。このような取組を行う企業への支援として「**時間外労働等改善助成金（時間外労働上限設定コース）**」が設けられています。※この助成金の支給対象は**中小企業のみ**となっています。

## エキスパートコラム



労災保険に加入しているメリットは？

## エキスパートコラム 労災保険に加入しているメリットは？

みなさんこんにちは。この時期になると労働保険の年度更新が始まりますね。労働保険は「労働者災害補償保険(一般に「労災保険」といいます。)」と「雇用保険」を含んでいます。今回は、その中でも「労災保険」に加入していることで受けられるメリット、つまり給付の種類をご紹介します。

## お仕事備忘録



## お仕事備忘録 6月定例のお仕事です！

### 1. 個人住民税の特別徴収（新年度がスタート）

住民税の徴収方法が特別徴収の事業者は、6月から新年度の特別徴収税額となります。6月は端数調整があるため、毎月の徴収金額と相違している場合があります。もし、毎月の徴収金額と相違している場合には、徴収金額に注意しましょう。

## MRパートナーズ NOW



## MRパートナーズNOW 月間表彰制度を始めました！

MRパートナーズでは、社内表彰制度を設けています。名付けて「もっとも、いいね！賞」（MIP賞）です。仕事ぶりが「いいね！」な人が一人選出され、トロフィーと賞金が授与されます。

## 今月の特集

# 時間外労働削減に向けた取組を行う際に 中小企業が活用できる助成金

## 時間外労働等改善助成金のご案内

文：MRパートナーズ 猶木 貴彦

時間外労働の削減に向けて、外部の専門家によるコンサルティングを受ける、勤怠管理を手書きからタイムカードに変更するなど、様々な取組をしている企業があるかと思います。このような取組を行う企業への支援として「**時間外労働等改善助成金（時間外労働上限設定コース）**」が設けられています。  
※この助成金の支給対象は**中小企業のみ**となっています。

### 1.対象となる事業主

この助成金の対象となる事業主は、平成28年度または平成29年度において、**36協定の特別条項を締結している中小企業**で、実際に、特別条項が適用された月が複数月あった従業員がいること、または特別条項に該当する従業員が単月に複数名いたことが要件となっています。

助成金を受給するためには、定められた成果目標を達成する必要があります。具体的には、平成30年度または平成31年度に有効な36協定の「延長する時間」を短縮し、以下のいずれかの上限設定を行い、労働基準監督署へ届出を行う必要があります。

#### [成果目標]

- ①時間外労働時間数で月45時間以下かつ、年間360時間以下に設定
- ②時間外労働時間数で月45時間を超え月60時間以下かつ、年間720時間以下に設定
- ③時間外労働時間数で月60時間を超え、時間外労働時間数および法定休日における労働時間数の合計で月80時間以下かつ、時間外労働時間数で年間720時間以下に設定

### 2.支給対象となる取組

1.の成果目標を達成するために、次のいずれか1つ以上の取組を実施する必要があります。

- ①労務管理担当者に対する研修
- ②労働者に対する研修、周知・啓発
- ③外部専門家によるコンサルティング
- ④就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤人材確保に向けた取組

- ⑥労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新
- ⑦テレワーク用通信機器の導入・更新
- ⑧労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新

### 3.支給額

支給額は、1.の成果目標①～③の達成状況に応じて、支給対象となる取組の実施にかかった経費の一部が助成されます。

支給額は、以下のいずれか低い額となります。

- ・1企業あたり上限200万円
- ・上限設定の上限額（下表）および休日加算額の合計
- ・対象経費の合計額×補助率3/4

表 上限設定の上限額

取組実施後に設定する時間外労働時間数等	取組実施前の時間外労働時間数		
	ア 時間外労働時間数等が月80時間を超えるなどの時間外労働時間数を設定し、その実績を有する事業場	イ 時間外労働時間数で月60時間を超えるなどの時間外労働時間数を設定し、その実績を有する事業場（アに該当する場合を除く）	ウ 時間外労働時間数で月45時間を超えるなどの時間外労働時間数を設定し、その実績を有する事業場（ア、イに該当する場合を除く）
成果目標①	150万円	100万円	50万円
成果目標②	100万円	50万円	—
成果目標③	50万円	—	—

活用にあたっては、事業実施計画などの必要書類を平成30年12月3日までに最寄りの労働局雇用環境・均等部（室）へ提出し、平成31年2月15日までに支給申請を行う必要があります。

その他、様々な要件がありますので、利用にあたっては弊社にご相談ください。

# エキスパートコラム

## 労災保険に加入しているメリットは？

みなさんこんにちは。この時期になると労働保険の年度更新が始まりますね。労働保険は「労働者災害補償保険(一般に「労災保険」といいます。)」と「雇用保険」を含んでいます。今回は、その中でも「労災保険」に加入していることで受けられるメリット、つまり給付の種類をご紹介します。

「保険」と名がついているので、不測の事態等が発生した時に補償をしてくれる制度となります。では、どのようなときに補償をしてもらえるのでしょうか。

労災保険は、労働者が業務上と通勤途上におけるケガ、病気、死亡に対し労働者と死亡した労働者の遺族に対し給付を行うための労働保険です。この保険には、「**医療補償**」と「**生活補償**」および「**遺族補償**」の3つの側面があります。



文：市来 貴  
(社会保険労務士  
・中小企業診断士)

### 【労災保険の給付】

医療補償	療養（補償）給付	労働者が業務上又は通勤により負傷し又は疾病にかかり治療が必要な場合に給付されます。
	二次健康診断等給付	一次健康診断の結果、定められた検査項目全てに異常があると診断された場合、定められた追加検査を受診者の負担なく受けられます。
生活補償	休業（補償）給付	労働者が業務上又は通勤による傷病のために休業し、そのために賃金を受けない場合に、ある一定の金額が支給されます。
	傷病（補償）年金	療養（補償）給付を受けている労働者の傷病が療養開始後1年6ヵ月経過しても治らず、傷病等級に該当し、その状態が継続している場合に、その状態に応じて定められた年金がその障害の状態が継続している間支給されます。
	障害（補償）年金	傷病が治ゆ(病状が固定)したとき身体に一定の障害が残った場合に、傷害の程度に応じて年金または一時金が支給されます。
	介護（補償）給付	障害（補償）年金又は傷病（補償）年金の第1級又は第2級（精神・神経障害及び胸腹部臓器障害の者に限る。）の者のうち、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ民間の有料介護サービスや親族または知人により現に介護を受けている場合に支給されます。
遺族補償	遺族（補償）年金	労働者が業務上の事由又は通勤により死亡した場合にその遺族に、遺族の人数によって定められた額の年金が支給されます。
	遺族（補償）一時年金	労働者の死亡当時遺族（補償）年金の受給資格者がいないときに一時年金として、受給資格のない遺族のうち最先順位者に定められた額が支給されます。
	遺族（補償）年金前払一時金	労働者の死亡直後において一時的な費用を必要とする場合は、遺族（補償）年金受給者の請求に基づいて、一定額を前払で受けられます。
	葬祭料（葬祭）給付	死亡労働者の葬祭を行う者に支給されます。

こうしてみると幅広く色々な種類がありますね。この制度があることで、企業や労働者が、もしもの時でも安心して働けるようになっているのです。ただし、これらの補償は何もしなくても受けられるものではありません。原則として請求が行われないと支給されないものになります。従って、経営者や人事労務の担当者は、詳しい内容は専門家に相談するとしても、どのようなときにどんな補償が受けられるのかを知っておく必要があります。

労災事故が発生した時は、ご本人の状況確認や場合によってはご家族等への連絡、影響する業務への対応が最優先となりますが、その後に治療や生活費等のお金の心配があります。そんな時に補償の内容を伝えてあげれば、ある程度安心してもらえるのではないのでしょうか。業務中の事故等を防止することが大前提ではありますが、もし起こってしまった場合の対応も知っておくことで、より安心して働けるシアワセ職場となります。顧問のお客様は、業務上、通勤中の事故が発生した場合は、すぐに弊所にご連絡をお願いいたします。

# MRパートナーズ NOW

## 月間表彰制度を始めました！



MRパートナーズでは、社内表彰制度を設けています。名付けて「もっとも、いいね！賞」（MIP賞）です。仕事ぶりが「いいね！」な人が一人選出され、トロフィーと賞金が授与されます。直近の受賞者は以下の方でした。内輪ごとですが、これから毎月表彰者をご紹介しますのでお楽しみに！



**4月度 MIP**  
経営管理部 小林茜さん

【受賞理由】  
マイクロソフトTeamsを活用した情報連絡体制を構築し、社内のコミュニケーションアップに貢献しました。  
来客対応もお褒めの言葉を頂戴することが多くあります。



**5月度 MIP**  
業務課 熊田州秀さん

【受賞理由】  
入社2か月目の新人ながら、朝は一番に出社して準備を怠らず、業務課のリーダーとして仲間のためにやるべきことをしっかりと考えてくれる頼れる男です。

## お仕事備忘録（6月）

### 1. 個人住民税の特別徴収（新年度がスタート）

住民税の徴収方法が特別徴収の事業者は、6月から新年度の特別徴収税額となります。6月は端数調整があるため、毎月の徴収金額と相違している場合があります。もし、毎月の徴収金額と相違している場合には、徴収金額に注意しましょう。

### 2. 賞与支払届の提出

賞与を支給した場合には、従業員から社会保険料を徴収し納付する義務があります。支給日より5日以内に所轄の年金事務所（健康保険組合に加入している場合は健康保険組合）に賞与支払届を届け出すことになっています。

### 3. 労働保険の年度更新

労働保険の年度更新時期です。7月10日までの間に手続きをとります。スムーズに進むよう段取りを確認しておきましょう。

### 4. 障害者、高年齢者雇用状況の確認

障害者及び高年齢者の雇用状況報告書（6月1日現在）を提出します。提出期限は7月15日までとなっていますが、管轄のハローワークでご確認ください。

## 編集後記♪

梅雨になりましたね。今年は例年より降雨量が少ないと予想されているそうです。でも降るときはものすごい大雨になることが多いですね。そして梅雨の晴れ間は爽やかな風がそよぐ日もあり、気持ちの良い季節を感じます。

弊社は春から新人スタッフが増え、日々教育指導を受けながら、徐々に成長してきました。若いメンバーが多く、これから皆様に元気な対応を存分にお見せできるよう全力で取り組みます。どうかご期待ください。